

## 改訂公開草案「顧客との契約から生じる収益」に関する意見

日本チェーンストア協会

東京都港区虎ノ門1-21-17 虎ノ門NNビル11階

電話03-5251-4600

日本チェーンストア協会は、本改訂公開草案における①「中間財務報告における開示の範囲」、②「ライセンス供与契約に関する収益認識」、③「履行義務への取引価格の配分」につきまして、チェーンストアにおける取引の実情を鑑み、実務上影響が大きいと考えられることから以下のとおりコメントを提出いたします。

### 【質問番号7】

中間財務報告（我が国では四半期財務諸表及び中間財務諸表）において要求される開示の範囲の提案に同意するか。同意しない場合、提案されている開示のうち、利用者が得る当該情報からの便益と、情報の作成及び監査のコストが見合っていないと考えられる開示項目は何か。

中間財務諸表（我が国では四半期財務諸表及び中間財務諸表）において要求される開示の範囲の提案に同意しません。要求されている開示の中には、業種によっては、重要性が著しく乏しいものが含まれていると考えられます。

小売業では、店舗において商品の仕入販売を行うビジネスモデルの特性から、商品の引き渡しの期間が短く、代金の決済方法も現金によるものが大部分であり、契約資産及び契約負債、残存する履行義務、契約の獲得又は履行のコストから生じる資産は金額的な重要性が著しく乏しいと考えられます。また上記のビジネスモデルの特性から、1年超の期間にわたり充足されると見込まれる不利な履行義務の発生の可能性も低いと考えられます。従って、以下の項目について開示をすることによる情報の作成及び監査のコストと利用者が得る当該情報からの便益を比較した場合、便益が見合わないため、中間財務諸表（我が国では四半期財務諸表及び中間財務諸表）における継続的な開示を行うことの重要性は低いものと考えられます。

- ・当報告期間の契約資産及び契約負債の合計残高の変動の表形式の調整表（第117項）
- ・企業の残存する履行義務の分析（第119項から第121項）
- ・不利な履行義務に関する情報及び当報告期間の対応する不利な負債の変動の表形式の調整表（第122項及び第123項）
- ・顧客との契約の獲得又は履行のコストから生じた認識した資産の変動の表形式の調整表（第128項）

## 【質問番号10】

ライセンス供与契約について、ライセンスの便益を得るために不可分のサービスが契約に含まれる場合でない限り、供与により顧客が支配を獲得した一時点で収益認識することが提案されている（ただし、顧客による支配の獲得があっても、ライセンスの対価が合理的に確実でない場合、合理的に確実となるまで収益は認識されない。）。これに同意するか。同意しない場合、その理由は何か。

条件付で同意します。小売業におけるライセンス供与契約には、多種多様な契約が存在します。不可分なサービスに該当するか否かの判断次第で、ライセンス供与契約に係る収益認識時期に多大な影響を与えることが想定されることから、ライセンスの便益を得るために不可分のサービスも該当するか否かの判断を明確に区分するためのガイダンスを追加することを条件に同意します。

## 【その他】

履行義務への取引価格の配分（70 項から 73 項）

独立販売価格の比率によって取引価格を配分することについては、収益を理論的に配分可能であるという意味では理解できるものです。

ただし、「直接的に観察可能でない場合」について、「(a)調整後市場評価アプローチ」、「(b)見積コストにマージンを加算するアプローチ」により配分した取引価格を見積もることは、顧客との取引数量及びアイテム数が膨大であるチェーンストア業では、システム上の負荷等も含め、実務上の影響が非常に大きく、またその詳細な把握は事実上実現不可能であると考えます。

チェーンストア業の多くは顧客が商品を購入する際にインセンティブを付与する「ポイントサービス」を導入している。チェーンストアにおけるポイントサービスは次のような特性があります。

- ・インセンティブの価値がそれらを得るために必要となる購入金額と比較して僅少である。
- ・チェーンストア業が店頭で取扱うアイテムは非常に多岐にわたるため、その数は極めて膨大である。
- ・かつ、その膨大なアイテムに対して、日常的にインセンティブの付与及び交換を行っている。

このように、購入金額に比較してインセンティブの割合が僅少であり、取引アイテム数や取引量が非常に多いチェーンストアの実情を考えると、インセンティブと原取引のその他の構成要素を、取引価格と独立販売価格の比率で配分するという考え方はチェーンストアにおいては現実的なものではなく、また、独立販売価格の比率によって取引価格を按分することの実務上の負担に比して、財務上の影響は小さいと考えられることから、その取引の形態や実情によってその手法は考慮されるべきものと考えます。

当公開草案において、残余アプローチは、財又はサービスの独立販売価格の変動性が高いか不確定である場合にのみ採用可能とされていますが、上記のような性質の取引にも適用できるよう、適用範囲の追加を要望します。

以上